

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人日本医療大学
②設置大学名称	日本医療大学
③担当部署	総務グループ
④問合せ先	houjin-g@jhu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年10月16日
⑥点検結果の公表日	2025年10月21日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=371
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学ホームページ、大学案内、履修の手引き等で公表している。基本理念は、時代や環境の変化を踏まえ、令和7年4月1日に改定している。 (大学ホームページ) https://www.jhu.ac.jp/disclosure/page.php?id=7 (大学案内) https://admissions.jhu.ac.jp/uploads/pamphlet2026.pdf (履修の手引き) https://www.jhu.ac.jp/common/img/content/content_20250401_120812.pdf
実施項目1—1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学ホームページ、大学案内、履修の手引き等で公表している。(※「実施項目1—1①」記載のURL参照。)教務委員会、カリキュラム専門委員会等における自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等の教育の質向上、学習環境・内容の整備・充実等に取り組んでいる。
実施項目1—1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の権限及び補佐体制(副学長・学部長)について、学則、組織規程、職務権限規程等に定めている。また、教授会の役割(学長と教授会の関係)等について、学則、教授会規程及び教授会の審議事項(平成27年学長裁定)に定め、教学組織の権限と役割について明確化している。
実施項目1—1④	説明
教職協働体制の確保	法人部門と教学部門間で、大学の動向や経営・運営に関する情報共有と課題協議のため、学校連絡会議及び大学運営会議を定期開催(各々毎月1回)している。また、年度末には全教職員向けの全体方針説明会を実施し、次年度方針や重点施策を共有し、教職協働による円滑な大学運営と意思疎通の強化に努めている。
実施項目1—1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	令和7年4月1日付で従来のFD委員会をFD・SD全般を所掌するFD・SD委員会に改組し、教職員の資質向上に向け取り組んでいる。このうちSD研修については、実施計画を策定のうえ、毎月1回、計画的に研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期経営計画の策定にあたっては、大学運営会議、執行役員会、理事会等の各種会議での議論を経て策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期経営計画は年度毎に進捗を点検報告する様式としている。また、中期経営計画の着実な実現に向け、事務局各グループは毎年度、経営計画書を作成のうえ、四半期ごとに実績報告会を開催している。報告会では活動状況や成果及び次期修正案を共有しており、これらの取り組みにより計画の進捗管理を実施している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神である「共生社会の実現」を目指し、社会に貢献できる医療・福祉の専門職業人の育成を教育の根幹に据えている。同一敷地内には「病院」及び「介護老人施設」を設置しており、実践的な学びの機会を提供している。また、大学院・通信教育部・別科の各課程を設置し、年齢や職業等を問わず、幅広い学びのニーズに応える教育体制を整えている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	医療・福祉系大学としての専門性を活かし、地域のニーズに即したテーマで生涯学習講座を定期的に開催している。また、地域貢献センター及び認知症研究所を設置し、研究成果の社会還元を通じて積極的に社会貢献を行っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別・年齢・障がい・国籍等の区別なく多様な背景をもつ学生を受け入れている。教職員についても、関係法令に則り、就業規則等必要な規程を整備している。女性登用、障がい者雇用も進めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事 7 名中 1 名、評議員 8 名中 2 名の女性が就任しており、意思決定の場における多様性の確保と女性の登用に配慮している。

原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任に係る資格等については、寄附行為第4章に定め、適切に運用している。選任に当たっては、私立学校法に規定する資格要件を遵守することを定めている。理事の選任は、評議員会を選任機関として定め、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の招集、決議、議事録等について、寄附行為第4章及び理事会運営規則に定め適切に運用している。また、寄附行為第41条に理事長・代表業務執行理事・監事の評議員会出席義務及び質問時の説明義務を定め、大学運営の透明性の確保並びに評議員会との連携強化を図っている。
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会等を活用し、法令改正や環境変化等必要な情報を提供している。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任に係る資格等については、寄附行為第5章に定め、適切に運用している。選任に当たっては、監事の独立性を確保し、利益相反の防止が可能な人材を選任することを定めており、評議員会の決議に基づき選任を行うことで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程、内部監査規程に基づき、監事監査計画書、内部監査計画書を策定している。策定に当たっては、監査本部が新年度の業務運営方針、法令改正の内容、監査法人からの指導状況等を説明し、関係者間の連携と情報共有を図っている。令和7年3月には監事監査基準を新たに策定し、監査体制の一層の強化を図っている。
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会・評議員会等を活用し、法令改正や環境変化等必要な情報を提供する他、必要に応じて、法人の業務状況、監査法人からの指導状況等の情報共有を行っている。また、研修機会として、学校法人監事研修会（文部科学省主催）を活用している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任に係る資格等については、寄附行為第6章に定め、適切に運用している。選任に当たっては、私立学校法に規定する資格要件を遵守することを定めており、評議員会の決議に基づき選任を行うことで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の職務（諮問・決議事項）、招集、決議、議事録等について、寄附行為第6章及び評議員会運営規則に定め適切に運用している。また、寄附行為第41条に理事長・代表業務執行理事・監事の評議員会出席義務及び質問時の説明義務を定め、大学運営の透明性の確保並びに理事会との連携体制の強化を図っている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会等を活用し、法令改正や環境変化等必要な情報を提供している。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システム整備の一環としてリスク管理規程を制定するとともに、リスク管理対策本部会議を定期開催し、実効性のある体制整備を進めている。同会議にて「リスク管理マニュアル」の改定やリスク事案の共有を行う他、必要に応じて教職員向けシステムを通じて全教職員に周知し、学内の対応力向上に努めている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、諸規程等に則り、取り組んでいる。令和7年度より内部統制システム整備の一環としてコンプライアンス規程を制定し組織的な取り組みを整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	寄附行為及び情報公開規程に則り、透明性の高い大学運営を推進するため、ホームページ等を活用して各種情報を積極的に公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報内容、公開方法等は適宜見直しを行っている。また、保護者向けの会報誌、グループ内広報誌などの媒体を活用し、大学の取り組みを積極的に発信するよう努めている。

II-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明